

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十月二十三日

条例第六十六号

改正 平成二七年 七月一〇日条例第四六号 平成二八年 三月二五日条例第一六号  
平成三〇年 三月二三日条例第一一〇号 平成三〇年一〇月一九日条例第五〇号  
令和 三年 三月 九日条例第八号 令和 六年 三月二二日条例第一四号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の例による。

（基本方針）

第三条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

一部改正〔令和三年条例八号〕

（構造設備の一般原則）

第四条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第五条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第六条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第七条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第八条 養護老人ホームは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔令和三年条例八号〕

(非常災害対策)

第九条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例八号〕

(記録の整備)

第十条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 処遇計画

二 行った具体的な処遇の内容等の記録

三 第十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第三十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

一部改正〔令和六年条例一四号〕

(規模)

第十一条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十二条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 宿直室
- 十一 職員室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 霊安室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 居室

- イ 地階に設けてはならないこと。
- ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

- イ 医務室又は職員室に近接して設けること。
- ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。

三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次の各号に掲げるところによる。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（職員の配置の基準）

第十三条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員

- イ 常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。
- ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員

- イ 常勤換算方法で、一般入所者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。
- ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

- 五 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 六 栄養士 一以上
- 七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項（第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に掲げるところによる。
- 一 生活相談員
- イ 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。
- ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。
- 二 支援員
- イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。
- ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。
- 三 看護職員
- イ 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二以上とすること。
- ロ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。
- 3 前各項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 第一項、第二項、第七項、第八項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この条において同じ。）の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第一項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。
- 9 第一項第四号ロ又は第二項第二号ロの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 10 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十八号）第二百三十八条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居

者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十九号）第二百二十六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上とする。

- 11 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
  - 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員
  - 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
  - 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
  - 四 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）
  - 五 診療所 事務員その他の従業者

一部改正〔平成二七年条例四六号・三〇年一一号・五〇号・令和三年八号・六年一四号〕

（居室の定員）

第十四条 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

（入退所）

第十五条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第十六条 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第十七条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
    - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
    - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
    - 三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 一部改正〔平成三〇年条例一一号・令和三年八号〕

（食事）

第十八条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第十九条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第二十一条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

（施設長の責務）

第二十二条 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームの施設長は、職員に第八条から第十条まで、第十五条から前条まで及び次条から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

一部改正〔令和三年条例八号〕

（生活相談員の責務）

第二十三条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計

画の作成等に資するため、同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

三 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、第十三条第一項第三号の生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が前各項に掲げる業務を行うものとする。

一部改正〔平成二七年条例四六号・二八年一六号〕

(勤務体制の確保等)

第二十四条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和三年条例八号〕

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和三年条例八号〕

(衛生管理等)

第二十五条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

一部改正〔令和三年条例八号〕

(協力医療機関等)

第二十六条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

全部改正〔令和六年条例一四号〕

(秘密保持等)

第二十七条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十八条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
  - 四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

一部改正〔令和三年条例八号〕

（虐待の防止）

第三十一条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

追加〔令和三年条例八号〕

（電磁的記録等）

第三十二条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

追加〔令和三年条例八号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 昭和四十一年十月一日前から存する養護老人ホームについては、第十一条並びに第十二条第一項、第四項第一号ロ及び第五項第一号の規定は、当分の間、適用しない。
  - 3 昭和六十二年三月九日前から存する養護老人ホームについては、第十二条第三項第十四号の規定は、当分の間、適用しない。
  - 4 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）に係る居室における第十二条第四項第一号ロの規定の適用については、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。
  - 5 この条例の施行の際現に存する養護老人ホーム（この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第十二条第四項第一号ホの規定は、当分の間、適用しない。
  - 6 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）に係る居室の定員における第十四条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和六十二年三月九日前から存する場合にあっては「原則として四人以下とする」と、それ以外の場合にあっては「原則として二人以下とする」とする。
  - 7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則

で定める。

附 則（平成二十七年七月十日条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三十年十月十九日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月九日条例第八号抄）

改正 令和 六年 三月二二日条例第一四号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新居宅サービス等基準条例第九十一条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第四十条の二（新居宅サービス等基準条例第九十八条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新介護予防サービス等基準条例第八十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十五条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第九十四条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第九十六条及び新介護予防サービス等基準条例第九十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次の」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

全部改正〔令和六年条例一四号〕

- 3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準条例第三十二条の二（新居宅サービス等基準条例第九十八条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第五十五条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第九十四条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

全部改正〔令和六年条例一四号〕

- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条第三項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十五条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十九条において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第五十七条の二第三

項（新居宅サービス等基準条例第六十三条において準用する場合を含む。）、第百八条第三項（新居宅サービス等基準条例第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十八条、第百八十一条の三、第百八十八条及び第二百四条において準用する場合を含む。）、第百七十九条第四項、第二百四条第四項及び第二百三十三条第四項（新居宅サービス等基準条例第二百四十八条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十五条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十三条において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第百四十三条、第百六十五条の三、第百七十二条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百五十八条第四項、第百九十五条第四項及び第二百四条第四項（新介護予防サービス等基準条例第二百三十五条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条第三項及び第五十三条第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

11 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第三十四条第一項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第三十条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十九条第一項（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十条第一項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に掲げる措置を講じなければならない」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるものとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする」とする。

12 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十七条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十五条第二項（第三号に係る部分に限る。）、新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、介護老人保健施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するものとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

附 則（令和六年三月二十二日条例第十四号）

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の規定 公布の日

二・三 （略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(以下「新居宅サービス等基準条例」という。) 第五十五条第六項(新居宅サービス等基準条例第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十四条第八項、第九十四条第六項及び第二百九条第八項並びに第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。) 第三十七条第三項(新介護予防サービス等基準条例第六十条、第六十五条の三及び第七十二条において準用する場合を含む。)及び第七十八条第三項(新介護予防サービス等基準条例第九十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準条例第六十六条の二(新居宅サービス等基準条例第八十一条、第八十一条の三、第八十八条、第二百四条(新居宅サービス等基準条例第二百六条において準用する場合を含む。))及び第二百三十七条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第三十二条の三(新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第四十一条の二(新介護予防サービス等基準条例第六十条、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条(新介護予防サービス等基準条例第九十七条において準用する場合を含む。))及び第二百八条において準用する場合を含む。)、第六条の規定による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第四十一条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、第七条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第四十条の三(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))並びに第八条の規定による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第四十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準条例第二百二十八条の二及び新介護予防サービス等基準条例第二百十一条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十八条第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第三十四条第一項(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準条例第三十四条第一項(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

別表(第十三条第二項第二号イ)

一般入所者の数	支援員の数
二十以下	四
二十一以上三十以下	五
三十一以上四十以下	六
四十一以上五十以下	七
五十一以上六十以下	八
六十一以上七十以下	十
七十一以上八十以下	十一

八十一以上九十以下	十二
九十一以上百以下	十四
百一以上百十以下	十四
百十一以上百二十以下	十六
百二十一以上百三十以下	十八
百三十一以上	十八に、入所者の数が百三十一を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数